

ハイライト:

- ・令和6年度税制改正とインボイス制度の改正について取り上げます！
- ・健康保険、介護保険の料率が変わります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に



目次:

ご挨拶	1
令和6年度税制改正 について	1
インボイス制度の改正 (令和5年10月1日に遡り 適用)	2
健康保険及び介護保険 の料率改定	

ご挨拶

東京の桜の開花予想は3月23日頃、花粉の飛散量は例年並とのことですが、花粉症の方にはつらい季節到来ですね。満開の桜をみると気分も華やぎ、春の到来を感じます。

第97号では、令和6年度税制改正について取り上げました。個人編の定額減税制度と併せてご覧下さい。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご確認ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和6年度税制改正について

令和6年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

交際費の損金算入額の改正 (^_^)

全額損金算入となる中小法人の交際費等を年間800万円までとしている特例措置に係る適用期限が3年間延長されます。これに加え、交際費等から除外して損金算入できる飲食費に係る基準が、1人1回あたり5,000円から1万円に引き上げられます。1万円基準は令和6年4月1日以後の支出から適用対象となります。

外形標準課税制度の改正 (>_<)

資本金の額が1億円を超える法人が対象となっている法人事業税の外形標準課税ですが、所得がマイナスでも資本金等の額や法人の付加価値(損益+人件費+賃借料+利息)に対して課税されることから、適用を逃れるために減資を行う法人が増加していることが問題視されていました。

この対策として、

「資本金+資本剰余金」の合計が10億円超の法人

大企業の子会社で「資本金+資本剰余金」の合計額が2億円超の法人

に該当する場合には、新たに外形標準課税の適用対象となります。

令和7年4月1日施行、同日以後開始する事業年度からの適用となります。

ただし経過措置が置かれており、令和6年度について、施行の前の事業年度において外形標準課税対象であった場合、適用対象事業年度で資本金1億円以下であっても「資本金+資本剰余金」の合計額が10億円を超えると外形標準課税の対象とされます。また 令和6年度 に該当し、新たに外形標準課税の適用対象となる場合には、令和10年3月31日までの間に開始する事業年度において緩和措置が置かれます。

中小企業倒産防止共済掛金の損金算入制限 (>_<)

中小企業倒産防止共済とは、取引先企業が倒産した場合に積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高8,000万円)で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる、中小企業を対象とした共済制度です。

掛金月額5,000円から200,000円までの範囲内で自由に選べ、積立総額800万円に至るまで掛金は全額損金となります。従来は積立上限に達した後解約し、即新たな契約を締結し、再び掛金を損金処理するということが可能となっていました。

これが、令和6年10月1日以後の共済契約の解除から、中小企業倒産防止共済掛金を解除した後、その解除の日から2年間は掛金を損金算入することができなくなります。

賃上げ促進税制の見直し (^_^)

従来の「大企業」のカテゴリに新たに「中堅企業」という区分を設け、大企業、中堅企業、中小企業の各々に即した適用要件と上乘せ控除要件が設けられました。中小企業においては控除限度超過額を5年間繰越控除することが可能になります。令和6年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において適用となります。

< 出典：経済産業省「経済産業関係令和6年度税制改正について」 >

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+ 4%	15%						
+ 5%	20%						
+ 7%	25%						
中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍 プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+ 4%	25%						
中小企業	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+ 2.5%	30%						

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

インボイス制度の改正(令和5年10月1日に溯り適用) (^_^)

・自販機等による課税仕入れを行った場合、帳簿へ購入した場所の記載が不要になります。

・簡易課税適用事業者において、免税事業者との取引についてインボイス保有事業者と区分して帳簿をつける必要はなくなります。

令和6年3月分から健康保険及び介護保険の料率が改定されます。

給与計算ソフトの設定に漏れないように気を付けましょう。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp